

平成 31 年 3 月 14 日制定

平成 31 年 4 月 1 日施行

日本大学国際関係学部、大学院国際関係研究科、短期大学部（三島校舎）及び専攻科食物栄養専攻（以下「本学部」という）は、「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」に基づいて、すべての学生及び入学を志願する者に対し、障がいを理由とする差別を行わず、障がいのない学生と平等に修学できるよう、可能な限り合理的配慮の提供ができるよう努力いたします。

基本姿勢

すべての教職員が、障がいを理由とした差別の解消に積極的に取り組み、障がい学生と障がいのない学生が共に学べるように支援します。また、障がい学生の効果的な支援には、学生の協力が不可欠です。障がいのない学生が、無理なく積極的に支援にかかわれるような体制を構築できるよう努力します。

支援内容

1 入学試験出願前の相談

障がいにより通常の入学試験の受験や入学後の修学に支障がある場合は、入学試験の出願前に本学部の入試係に相談してください。本人、保護者、大学の3者により、受験時の配慮内容や入学後に可能な配慮内容について確認を行います。本学部の事情等によって希望する支援を提供することが難しい場合もありますが、障壁を取り除き、受け入れられるよう努力します。

2 入学後の支援

障がい学生の支援窓口として、「学生支援室」を設置します。学生支援室を介して教員、教務課、学生課、保健室、就職指導課などと建設的な対話を行い、具体的な支援を決定していきます。

① 入学時面談

入学が決まると早い段階で本人や保護者と面談を行い、必要な支援内容について再確認を行います。

② 定期面談・相談

障がい学生と定期的に面談を行い、支援が順調に進んでいるか、学生生活に不安は無いかなどを確認します。

③ 授業支援

科目ごとに事情は異なりますが、障がいに応じて可能な限り次のような支援を行うよう努力します。

(1) 視覚障がい

教材の拡大、対面朗読 等

(2) 聴覚障がい

筆談，要約筆記 等

(3) 肢体不自由

授業教室の移動，移動介助，要約筆記 等

(4) 精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい等がある者
個別に対応を検討します。

④ 試験における支援

科目ごとに事情は異なりますが，障がいに応じて可能な限り次のような支援を行うよう努力します。

支援機器の利用，試験時間の延長，試験教室の変更（別室受験），レポート提出等による代替評価等。

⑤ 学生生活支援

授業・試験以外の行事においても，障がい学生が参加できるよう，障がいに応じて出来る限りの支援を行います。

⑥ 就職支援

学生支援室に相談することにより，就職指導課と連携して支援を受けることができます。

施設設備の支援

障がいの有無に関わらずすべての学生が，キャンパスのどこにおいてもお互いに学び合える環境の整備をめざして，キャンパスの整備に取り組みます。

教職員・学生への啓発

すべての教職員・学生が障がいを理由とした差別の解消に対して正しく理解し，積極的に障がい学生支援に取り組むよう，講演会，研修会などの啓発活動を行い，すべての人に開かれた大学を目指します。

情報公開

障がい学生の在学状況，障がい学生に対する支援の方法などについて，ホームページ等において情報公開します。

以 上